学校法人新静岡学園　内部統制システム整備の基本方針

本法人は、令和６年９月25日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

１．経営に関する管理体制

① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
② 寄附行為並びに「常任理事会規程」及び「理事会・評議員会運営細則」に基づき、理事会、常任理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会、常任理事会及び評議員会の運営を行う。
③ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
④ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「文書保存規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

２．リスク管理に関する体制

① 「リスク管理規程」を整備し、リスク対応方法等を明確にした上、理事長を最高責任者とするリスク管理体制を構築する。
② 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

３．コンプライアンスに関する管理体制

「学校法人新静岡学園宣言」を基に、理事及び職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制を整備する。

４．監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

① 監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討する。
② 補助職員は、その職務を行う場合、理事長から独立し監事の指示に従い職務を行う。
③ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じる。
④ 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長及び監事に報告する。
⑤ 理事又は職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けない。
⑥ 監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

５．本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正する。